

シーガーデンシティ構想推進計画

《シーガーデン（川尻海岸）整備編》

（多目的広場・海浜回廊・吉田公園）

令和元年12月

静岡県 吉田町

目次

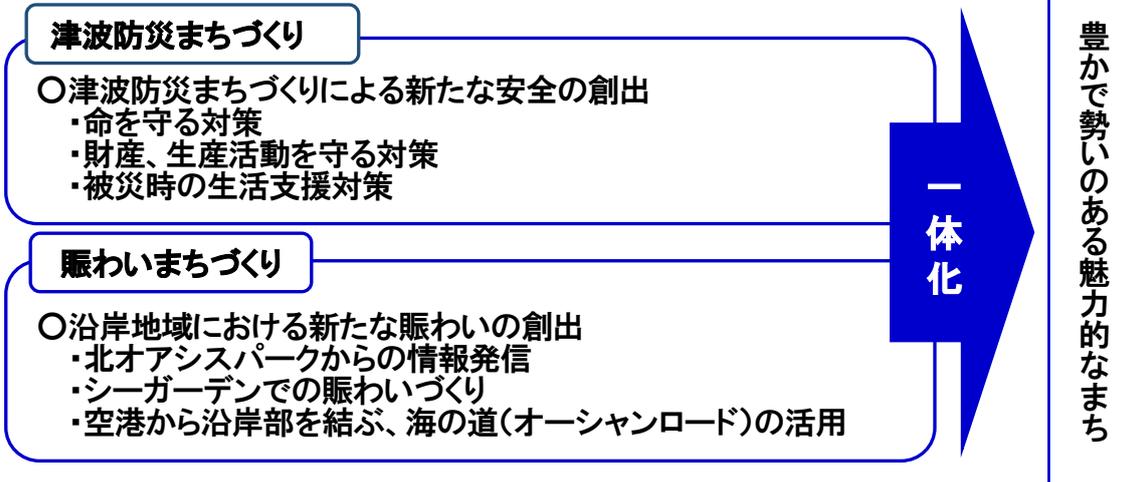
1 シーガーデンシティ構想推進計画《シーガーデン(川尻海岸)整備編》の策定について.....	1
(1) シーガーデンシティ構想の概要.....	1
(2) シーガーデンシティ構想の主な取組.....	2
(3) 策定の背景.....	3
(4) 本計画の性格.....	3
2 官民連携によるシーガーデンの整備・運営.....	7
3 シーガーデン(川尻海岸)のゾーニング.....	8
4 ゾーン別の活用イメージ.....	9
(1) 親水・交流ゾーン(多目的広場及び周辺の漁港エリア).....	9
(2) 海辺のプロムナードゾーン(海浜回廊).....	13
(3) レジャーとスポーツゾーン(県営吉田公園及び周辺).....	15
5 資料.....	17

1 シーガーデンシティ構想推進計画《シーガーデン(川尻海岸)整備編》の策定について

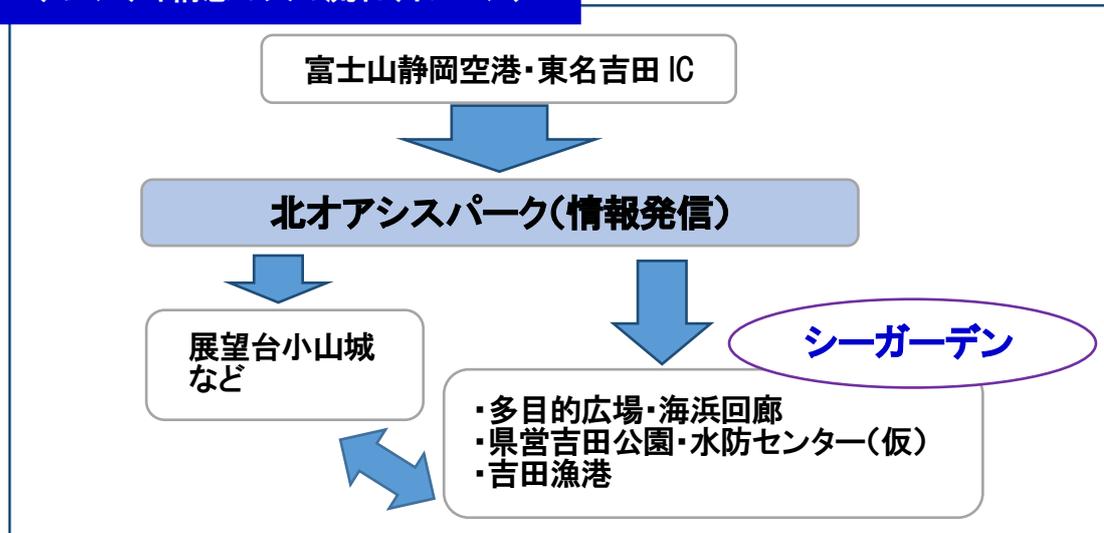
(1) シーガーデンシティ構想の概要

シーガーデンシティ構想とは、1000年に一度の大津波への備えを「津波防災まちづくり」を進めることによって構築し、『新たな安全』を創出するとともに、「津波防災まちづくり」を進める中で整備される北オアシスパーク（防災公園）の情報発信機能を活用しながらシーガーデン（多目的広場、海浜回廊、河川防災ステーション、県営吉田公園など）や町内各所への人の流れを「賑わいまちづくり」によって喚起し、『新たな賑わい』を創出する取組を一体的に進め、魅力あるまちづくりを行う吉田町独自の取組である。

シーガーデンシティ構想によるまちづくり



シーガーデンシティ構想の人の流れ(イメージ)



(2) シーガーデンシティ構想の主な取組

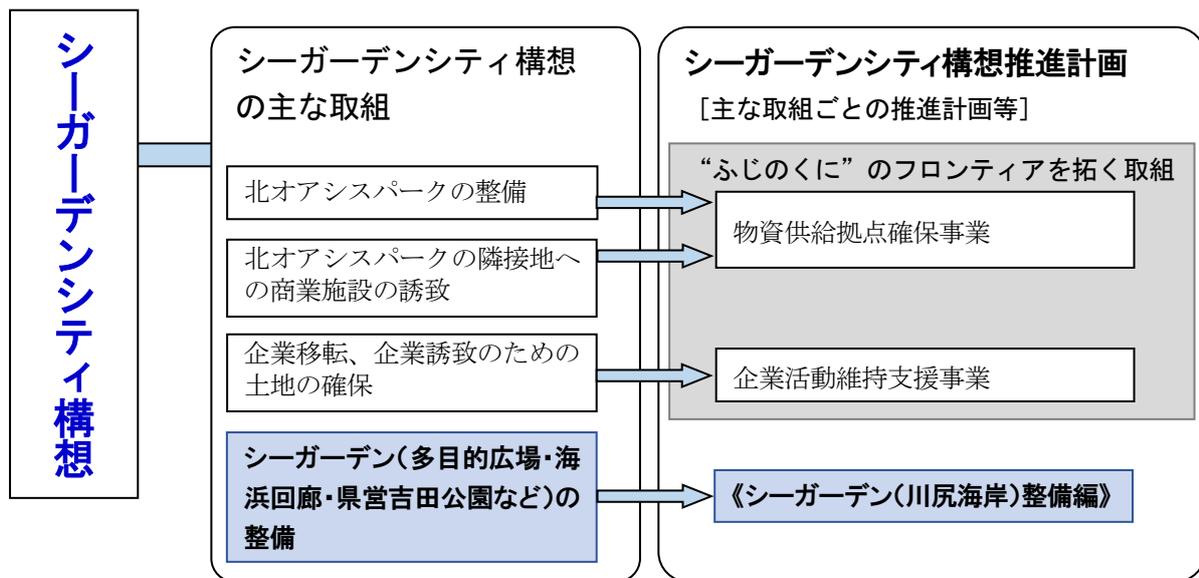
シーガーデンシティ構想の主な取組は、次のとおりである。

主な取組	津波防災まちづくりとしての機能・役割	賑わい創出としての機能・役割
<p>北オアシスパークの整備 【“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組：物資供給拠点確保事業】</p>	<p>○町の防災に関する取組等の情報を発信する。 ○災害時の一時避難地、応急仮設住宅用地等として活用する。</p>	<p>○町の魅力等の情報発信拠点としての機能を持たせ、北オアシスパークから町内の各場所に人を誘導する。 ○賑わい創出や地域活性化への取組を展開する拠点として活用する。</p>
<p>北オアシスパークの隣接地への商業施設の誘致 【“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組：物資供給拠点確保事業】</p>	<p>○災害時に住民等の生活を支える生活物資を供給する。 (町と商業施設との間に物資供給に関する協定の締結)</p>	<p>○商業施設を誘致することで、平常時には賑わいを創出する。</p>
<p>企業移転、企業誘致のための土地の確保 【“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組：企業活動維持支援事業】</p>	<p>○津波浸水想定区域からの企業移転の受け皿となる土地を確保する。 ○新規立地企業から緑地その他環境施設を拠出してもらうことにより、応急仮設住宅建設用地を確保する。</p>	<p>○新規立地企業の受け皿となる土地を確保する。(新たな雇用の場の創出)</p>
<p>シーガーデン(多目的広場・海浜回廊・県営吉田公園など)の整備</p>	<p>○防潮堤、多目的広場及び海浜回廊の整備により安全と安心を創出する。</p>	<p>○水産振興やイベント開催等により、賑わいを創出する。【多目的広場】 ○多目的広場と県営吉田公園を結ぶ海浜回廊を整備し、人々が行き交う憩いの場として活用する。【川尻海岸を活用した海浜回廊】 ○更に、住吉海岸への海浜回廊の延伸を図り、海岸線全体に人の流れを広げる。</p>

(3) 策定の背景

当町では、平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、平成23年11月に町独自の津波想定に基づく「津波ハザードマップ」を作成し、平成26年3月には浸水区域のすべての住民が避難できる津波避難タワーを完成させるなど、町の最重要課題として「津波防災まちづくり」に取り組んでおり、平成28年3月に「新たな安全」と「新たな賑わい」の創出を一体的に進める町独自の取組を体系化した「シーガーデンシティ構想」（以下「構想」という。）を策定している。

構想においては、「シーガーデンシティ」を静岡空港・東名吉田ICから展望台小山城、吉田漁港、県営吉田公園までの町内全域としているが、中でも、構想の主な取組の一つとして掲げられ、「新たな安全」と「新たな賑わい」の創出の核となる多目的広場・海浜回廊・県営吉田公園などの整備を先行して進めていくため、この度、「シーガーデン（川尻海岸）」の整備・活用方針に特化した「シーガーデンシティ構想推進計画《シーガーデン（川尻海岸）整備編》」（以下「本計画」という。）を策定し、シーガーデンシティ構想の具現化に向け、関係機関とのイメージの共有や民間事業者によるシーガーデンの整備及び利活用促進を図るものとする。

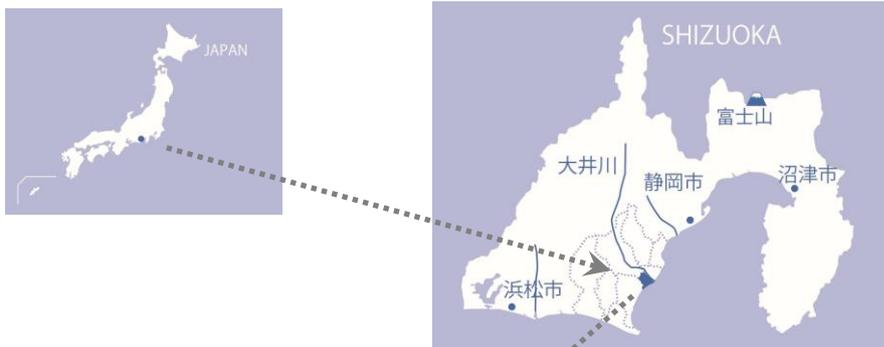


(4) 本計画の性格

本計画は、「シーガーデン（川尻海岸）の整備」を官民連携により強力に押し進めるため、吉田漁港多目的広場利活用検討委員会による多目的広場の利活用に向けた検討結果や、静岡文化芸術大学によるシーガーデン利活用の提案を参考に、吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会による議論を経た上で策定したものである。

また、本計画は、シーガーデン各ゾーンの基本的な整備・活用イメージを掲げたものであることから、具体的な整備・活用方法については、今後、参画する民間事業者等との協議を通じて決定していくこととする。

▶シーガーデンの位置



吉田町の概要

人口	29,614人
人口密度	1,429人/km ²
面積	20.73km ²
東西	6.5km
南北	6.9km
海岸線	約5km
平均気温	17.0℃
最高気温	34.5℃
最低気温	-2.6℃
年間降水量	1,797mm
平均風速	4.2m

※人口データは、令和元年11月末時点の住民基本台帳

※気象データは、平成30年の静岡市吉田消防署の観測資料

本計画は、吉田漁港東側の川尻海岸の整備を推進する計画であるが、今後、防潮堤の整備手法等を検討していく漁港西側の住吉海岸とのつながりを念頭に、「シーガーデン」エリアとして一体感のある具体的な整備計画を作成していく。

吉田町へのアクセス

車で

東京から約2時間30分 名古屋から約2時間 静岡から約30分

新幹線で

東京～静岡 約1時間 名古屋～静岡 約1時間

バスで

静岡から約40分

飛行機で

静岡空港から車で約15分

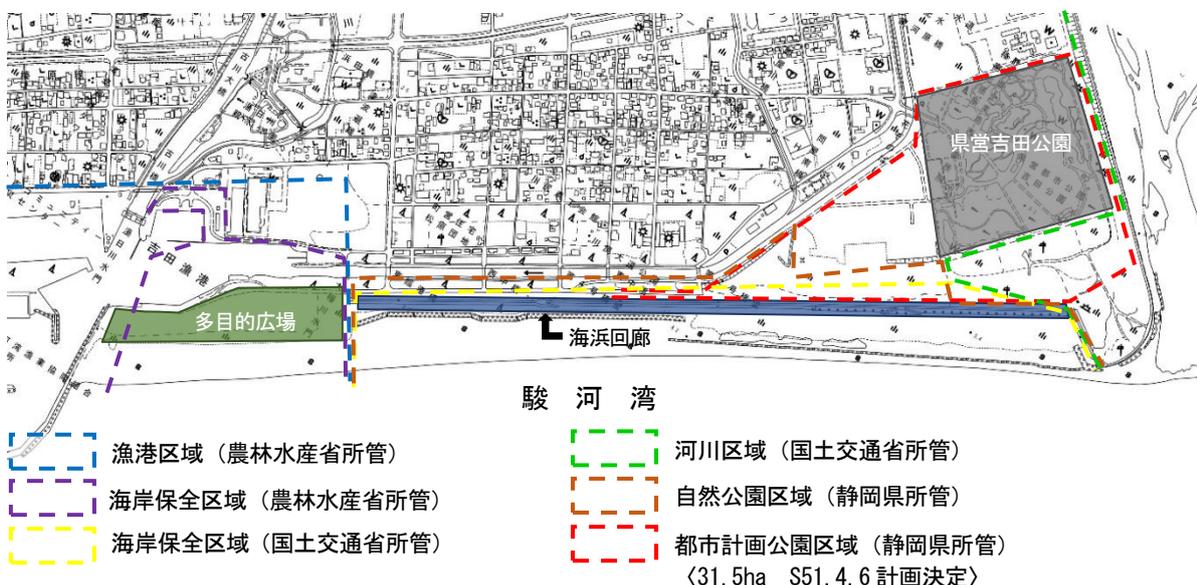
▶シーガーデン(川尻海岸)の概要

流域に豊かな恵みを与える大井川の河口を東端とし、現在、吉田漁港区域内に整備している西端の多目的広場までの延長約2.3kmのエリア。延長約1.5km、海拔11.5mの高さで整備している防潮堤を人々が行き交う海浜回廊として活用し、エリア内の回遊性を高め沿岸部における新たな賑わいを創出する。

※気象データについては、近接する沿岸部の御前崎のデータを掲載(平成30年・気象庁)

平均気温	17.4℃(東京:16.8℃)
最高気温	33.7℃[観測日7/6](東京:39.0℃[観測日7/23])
最低気温	-2.0℃[観測日1/25、2/6](東京:-4.0℃[観測日1/25])
平均風速	5.0m/s(東京:3.0m/s) (参考 最大風速32.1m 最大瞬間風速46.8m)
年間日照時間	2,408.9時間(東京:2,112.2時間)
年間降水量	1,982.5mm(東京:1,445.5mm)
年間降雪量	0cm(東京:24cm)
漁港区域 【漁港漁場整備法第6条】	漁港区域内において、土地の占用、工作物の新築等を行う場合は、吉田漁港管理条例に基づく許可が必要である。 【条例第11条、第12条及び第14条】
海岸保全区域 【海岸法第3条】	海岸保全区域内において、土地の占用、工作物の新築等、土地の掘削等を行う場合は、海岸法に基づく許可が必要である。 【法第7条及び第8条】
河川区域 【河川法第6条】	河川区域内において、土地の占用、工作物の新築等、土地の掘削等を行う場合は、河川法に基づく許可が必要である。 【法第24条～第27条】
自然公園区域 【静岡県立自然公園条例第5条】	自然公園区域内において、工作物の新築等、木竹の伐採、土地の開墾等を行う場合は、静岡県立自然公園条例に基づく許可が必要である。 【条例第19条】
都市計画公園区域 【都市公園法第2条】	都市計画公園区域内において、公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、静岡県都市公園条例の基づく許可が必要である。 【条例第7条】

▶シーガーデン(川尻海岸)に係る法規制等の区域



シーガーデン(川尻海岸)の基本コンセプト

よしだの海が今日の遊び場！心を魅了するシーガーデン

- ・駿河湾の海の幸を満喫！食のおもてなし空間
- ・駿河湾や富士山、大井川などの雄大な景色を望む癒し空間
- ・花と緑の吉田公園と海に親しむ自然空間
- ・スポーツやレクリエーションを楽しむ健康空間
- ・自然に囲まれアウトドアや多様なイベントを体験できるアクティビティ空間



2 官民連携によるシーガーデンの整備・運営

近年、特に賑わい創出のための施設の整備や運営において、民間事業者の企画立案能力や資金調達能力を含めた経営ノウハウを活用する事例が多く見受けられる。

シーガーデン（川尻海岸）の施設の整備・運営に当たっても、一部にこうした手法を活用することとし、事業の継続性や採算性に留意した上で民間事業者のノウハウや創意工夫による魅力ある施設整備等を効率的かつ効果的に行うこととする。

▶官民連携手法の例

PF I 法 (通常)	設計・建設から維持管理・運営等に至るまでの全部又は一部を、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、適切にリスク分担の下、効率的・効果的なサービスの提供を図る。
PF I 法 (コンセッション)	民間事業者が、PFI 事業の契約に基づいて公共施設などの運営権を取得し、公共施設などの運営事業等を長期的・包括的に行う。 ※公共施設等運営権制度（コンセッション方式）
民設公営	・民間事業者が、施設の建設などを行い、行政が管理運営を行う。 (設計・建設一括発注等) ・行政が民間事業者から施設等を借用する。(借上げ方式)
施設貸与	行政が所有する施設（普通財産）等を、有償又は無償で民間事業者に貸与し、当該施設を活用した事業運営、サービスの提供を行うことで、財政負担を軽減しつつサービスの確保及び質の向上を図る。
民設民営	・民間事業者又は行政と民間事業者の共同出資による第三セクターが、施設の建設・所有・管理運営を行う。 ・施設を管理運営する民間事業者に対し、行政は一定の要件の下、支援を行う。
事業提携	行政と民間事業者の各々が持つ資源やノウハウを生かした役割・経費・責任の分担の下、サービス提供・施設管理を行う。
指定管理者制度	民間事業者を指定管理者として指定し、民間のノウハウ等を活用することで公の施設の維持管理・運営等のコスト削減及びサービスの質の向上を図る。

▶官民連携の類型イメージ(出典:全国地域PFI協会)



3 シーガーデン(川尻海岸)のゾーニング

シーガーデン（川尻海岸）の特性を踏まえながら効果的に魅力ある機能や施設の配置を進め、構想に掲げている「防潮堤等の整備による安全・安心の創出」と「水産振興やイベント開催等による賑わい創出」の実現に向け、シーガーデン（川尻海岸）を3つのエリアに大きく分類する。

なお、シーガーデン（川尻海岸）は、静岡空港への飛行機の進入路の直下となることから、静岡の空の玄関口として、上空からの眺めを意識し各拠点の整備、活用を進める。

※町が整備・管理主体となるもの以外の施設については、それぞれの管理主体との調整の下に本計画を進めるものとする。



4 ゾーン別の活用イメージ

(1) 親水・交流ゾーン(多目的広場及び周辺の漁港エリア) 〈海の幸と眺望、水辺を楽しむシーサイドパーク〉

- ・「しらすまるごと堪能」をキーワードとして、周辺の漁港施設との連携により、吉田漁港全体で水産振興と賑わいの場を創出
- ・広場や植栽、休憩所等を整備し、砂浜等の水辺まで含めた空間を一体で活用できる環境を創出

▶ゾーニングイメージ



▶整備・活用のイメージ

吉田漁港区域内に海拔11.5mの高さで整備している約2.6haの多目的広場を中心とし、周囲の水辺や浜辺まで含むエリア。しらすを中心とした「食」や眺望、各種イベント、親水体験等を楽しむことができる環境を創出する。

ゾーン	整備・活用イメージ	整備・運営主体	
		整備	運営
眺望ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・駿河湾や富士山等の景色を楽しみながら散策、休憩ができるエリアを創出 ・吉田漁港の特性を生かし、陸側と海側の法面と空間を活用した異なる眺望エリアを創出 	町	町・民
エントランス・交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的広場のエントランス部分として、来場者の交流の場を創出 ・町を代表する特産品の「しらす」をまるごと堪能できる環境を創出 	町・民	町・民
多目的ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・県営吉田公園との連携を含めたレクリエーションや各種イベントなど、多目的に利用できるエリアを創出 ・ヘリポートや緊急物資の一時保管場所として、災害時に活用できるエリアを創出 ・地域の様々なイベントで活用 	町	町・民
親水ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間を身近に感じながら、休憩や各種イベントを開催できるエリアを創出 ・気軽に、かつ、安全に魚釣りを楽しむことができるエリアを創出 ・多目的広場西側から航路を跨ぐ橋を架け、吉田漁港エリアを周遊できる環境を創出 	町	町・民
マリレジャーゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・マリレジャーを気軽に体験できるエリアを創出 	民	民
浜辺ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・浜辺の特性を生かし、ビーチサッカーやビーチバレー等のスポーツや遊びを体験できるエリアを創出 	町	町・民

※多目的広場（盛土部分）の概要

- ・ 海拔：現況10m（南側を11.5mまで嵩上げする計画）
- ・ 面積：約26,000㎡
- ・ 延長：東西 約480m、南北 約18m～82m

▶整備における法規制等

本ゾーンは、農林水産省所管の国有地であり、町が漁港環境整備施設用地として用途を定めており、現状では漁港漁場整備法第3条に定められた**漁港施設(※別表参照)のみ建設が可能**となっている。

そのため、上記の漁港施設以外の施設（飲食店等の建築物）を整備する場合には、その設置部分について**漁港環境整備施設用地の用途を外す必要**がある。（町が国から用地の払い下げを受ける。）

また、本ゾーンの盛土については、農林水産省の交付金を活用して工事を行っているため、漁港施設以外の建築物を整備するために**用地を払い下げた面積に相当する額の交付金を返還する必要**がある。

(※別表)

緑地	樹木、芝生等の施設
防災施設	広場、駐車場、屋外拡声装置、警報装置、安全伝達施設等
用地整備	災害時における避難場所又は緊急物資の一時保管場所
その他施設	柵、通路、照明、水道、休憩場所、便所、海浜、突堤、離岸堤等

▶施設整備の例

施設の種類	整備用地	交付金の返還
広場、植栽、休憩所、親水施設、グラウンド、避難施設、安全情報伝達施設 等	3条の施設のため、現状の用途のまま建設が可能	返還なし
漁港漁場整備法第3条に該当しない施設 (飲食店等の建築物)	【仮設店舗、移動販売車等】 現状の用途のまま、占用手続を経た上で設置が可能	返還なし
	【建築物】 町が国から払い下げを受け、漁港環境整備施設用地の用途を除外	払い下げを受けた面積に応じて交付金を返還

▶建築物を設置する場合の条件等

・地盤について

地盤については、盛土施工前に実施したボーリング調査により、盛土荷重による圧密沈下は生じないという結果が出ている。

また、盛土施工時には締固め管理を行っており、施工から約2年が経過しているが圧密沈下が生じていないことが確認できている。

以上の状況から、建築物を設置する場合には通常の地盤調査を実施し、地盤状況に応じて基礎構造を決定することとなる。

・接道義務について

建築に当たり必要となる接道義務については、町が防潮堤の盛土と併せて進入路を整備する。

・開発行為について

トイレ、休憩施設、広場等のみを設置する場合は、開発許可は不要である。

物販や飲食が目的であっても、建築物を建てずにコンテナハウスや移動販売車を設置する場合は、開発許可は不要である。

物販や飲食が可能な建築物や遊戯施設、交流施設を建築する場合は、営業、誘客が目的となることから、県の開発許可が必要となる。

開発許可が必要な場合であっても、海へ排水することとなるため、調整池は不要である。また、8mの進入路を整備する予定であるため、開発行為の接道要件（6m）は満たすこととなる。

(2) 海辺のプロムナードゾーン(海浜回廊)

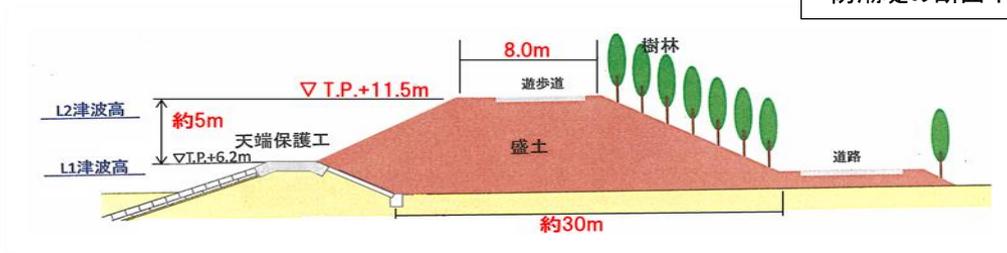
〈シーガーデンをつなぐ開放感あふれるオーシャンビュー〉

- ・多目的広場と県営吉田公園を結び、駿河湾や富士山の壮大な眺望を楽しめる海浜回廊を整備し、人々が行き交う憩いの場を創出
- ・地域特性である強い海風を目や耳で感じられる環境を創出

▶ゾーニングイメージ



防潮堤の断面イメージ



▶整備・活用のイメージ

川尻海岸に延長約1.5km、海拔11.5mの高さで整備している防潮堤を活用し、大井川河口エリアと吉田漁港エリアとを結ぶ海浜回廊を整備することにより、人々が行き交う憩いの場を創出する。

ゾーン	整備・活用イメージ	整備・運営主体	
		整備	運営
プロムナードゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤天端を舗装し、吉田公園から多目的広場へつながる海浜回廊を整備 ・防潮堤法面等への芝や樹木の植栽により、緑化空間と自然体験の場を創出 ・約1.5kmの直線と強い海風を目や耳で感じることができるオブジェ等を整備 <p>※舗装や植栽等の施設整備に当たり、静岡空港発着便からの眺めを意識する。</p>	町	町・民
	<ul style="list-style-type: none"> ・駿河湾、富士山等を眺めながら、多目的広場と県営吉田公園とを往来する移動手段の導入（例：自動運転等の技術のデモンストレーションの場としての活用等） 	民	民
	<ul style="list-style-type: none"> ・約1.5kmの直線と駿河湾、富士山等の眺望を生かし、サイクリングやジョギングを楽しむことができる環境を整備 	町	町・民
水辺活用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・駿河湾、富士山のほか、日の出やしらす漁船を眺められる景観スポット等の整備 ・地域の様々なイベントで活用 	町	町・民

※防潮堤の概要

・ 海拔：11.5m 延長：東西約1.5km 天端幅：8m

▶整備における法規制等

- ・ 本ゾーンにおいては、プロムナードとなる防潮堤天端部分にアスファルト舗装を施すこととしており、景観と安全対策を考慮した施設整備を行う。
- ・ 本ゾーンは、海岸保全区域であるため、施設等を整備する場合は海岸法に基づく許可が必要となる。
- ・ 防潮堤法面の傾斜は、2割勾配、法長約19mで整備しており、植栽用に30cm程度の客土を入れる予定。
- ・ 海浜上に施設を整備する場合は、砂浜への影響を考慮する必要がある。

(3) レジャーとスポーツゾーン(県営吉田公園及び周辺)

〈スポーツ、レクリエーション、緑いっぱいの自然を満喫〉

- ・ 吉田公園から海浜回廊へと続くエリアに、河川防災ステーションや多目的に利用できるグラウンド等を整備し、吉田公園と一体で多彩なレクリエーションなどを満喫できる環境を創出

▶ゾーニングイメージ



▶整備・活用のイメージ

県営吉田公園(14.2ha)と大井川河口の右岸一帯を含む約34ha のエリア。河川防災ステーションが整備される防災ゾーンのほか、アウトドア体験やスポーツ、大井川の自然や水辺を楽しむことができる環境を創出する。

ゾーン	整備・活用イメージ	整備・運営主体	
		整備	運営
花と緑の癒しのゾーン	・年間約20万人が来場し、町内で最も集客力のある吉田公園の魅力さをさらに高めるため、多目的広場や海浜回廊との回遊性を構築	県・町	県・町・民
	・吉田公園⇄海浜回廊⇄多目的広場のルートをサイクリングやジョギング等のほか、先端技術を体感しながら回遊できる仕組みを構築	民	民
防災ゾーン	・大井川の洪水被害を最小限に抑えるために水防活動及び復旧活動を行う拠点として、「河川防災ステーション」を整備 ・平常時には、シーガーデンを訪れる人の交流・憩いの場を創出	国・町	国・町・民
海辺のスポーツ交流ゾーン	・スポーツを通じた交流とにぎわいを創出し、吉田公園と海浜回廊を有機的に結び付けるため、吉田公園南側に多目的グラウンド等を整備	町	町・民
	・集客力向上のため、イベント開催の際に吉田公園と一体で利用できる環境を創出	町	民
	・大井川河口の豊かな自然や駿河湾、富士山等の眺望を生かし、静岡の空の玄関口にふさわしい「おもてなし」の環境を創出	町	町・民

▶整備における法規制等

- ・吉田公園の周辺部は、都市公園として昭和51年4月6日に31.5haの区域で都市計画決定を受けており、一部に**海岸保全区域**と**河川区域**を含んでいるため、これらの区域内に施設を整備する場合は、それぞれの法律に基づく許可が必要となる。
- ・「花と緑の癒しのゾーン」と「海辺のスポーツ交流ゾーン」の一部が**御前崎遠州灘県立自然公園**に指定されているため、建築物を設置する場合は、**同公園計画の中の利用施設計画を変更する必要がある**。
- ・「海辺のスポーツ交流ゾーン」は、国有地であるため、建築物を設置する場合は、**用地の払い下げ等を受ける必要がある**。

5 資料

▶吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 シーガーデンシティ構想の深化と更なる推進を図るため、吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関し調査及び検討を行う。

- (1) シーガーデンシティ構想の実現及び具現化に関すること。
- (2) シーガーデンシティ構想に係る計画等への意見具申に関すること。
- (3) その他シーガーデンシティ構想に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 国土交通省静岡河川事務所の職員
- (3) 静岡県の職員
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 公共的団体の役員又は当該団体が推薦する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(作業部会)

第7条 委員会に、具体的事項を調査検討するため作業部会を置くことができる。

2 作業部会の構成及び運営は、その都度、別に定める。

(関係者の意見聴取)

第8条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に行われる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会委員名簿

No	氏 名	役 職 等	備 考
1	寒竹 伸一	静岡文化芸術大学副学長	第3条第2項第1号
2	川上 哲広	国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所長	第3条第2項第2号
3	塚本 秀綱	静岡県中部地域局長	第3条第2項第3号
4	佐野 貴洋	静岡県島田土木事務所長	第3条第2項第3号
5	高橋 進	住吉区自治会会長	第3条第2項第4号
6	木村 志朗	川尻区自治会会長	第3条第2項第4号
7	竹内 昭雄	片岡区自治会会長	第3条第2項第4号
8	中村 道雄	北区自治会会長	第3条第2項第4号
9	増田 学	吉田町商工会会長	第3条第2項第5号
10	八木 達良	ハイナン農業協同組合代表理事専務	第3条第2項第5号
11	増田 源七郎	南駿河湾漁業協同組合専務理事吉田支所担当理事	第3条第2項第5号
12	白石 嘉男	静岡うなぎ漁業協同組合代表理事組合長	第3条第2項第5号
13	小松 幸雄	NPO法人しずかちゃん理事長	第3条第2項第5号
14	川崎 順二	(一社)吉田町まちづくり公社理事	第3条第2項第5号
15	岩堀 祝子	まちづくり活動実践者	第3条第2項第6号

▶吉田漁港多目的広場利活用検討委員会設置規程

(設置)

第1条 吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会設置要綱(平成30年吉田町要綱第22号)第7条の規定に基づき、吉田漁港多目的広場の整備について検討するため、吉田漁港多目的広場利活用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関し調査及び検討を行う。

- (1) 吉田漁港多目的広場の利活用に関すること。
- (2) 吉田漁港多目的広場の整備に関すること。
- (3) その他吉田漁港多目的広場に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 公共的団体が推薦する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

吉田漁港多目的広場利活用検討委員会委員名簿

No	氏名	役職等	備考
1	増田 竜彦	住吉区自治会副自治会長	第3条第2項第1号
2	佐藤 勤	川尻区自治会副自治会長	第3条第2項第1号
3	柳原 一清	吉田町商工会副会長	第3条第2項第2号
4	園田 信晴	南駿河湾漁業協同組合吉田支所長	第3条第2項第2号
5	藤田久美子	南駿河湾漁業協同組合吉田支所女性部	第3条第2項第2号
6	工藤 裕和	静岡うなぎ漁業協同組合総務部長	第3条第2項第2号
7	大石麻由美	ハイナン農業協同組合員相談課	第3条第2項第2号
8	三輪 一孔	吉田町煮干協同組合代表理事	第3条第2項第2号
9	佐藤 克美	吉田町観光協会理事	第3条第2項第2号
10	岸端 尚江	NPO法人しずかちゃん事務局	第3条第2項第2号

▶シーガーデンシティ構想推進計画《シーガーデン(川尻海岸)整備編》策定の経過

平成30年度	7月4日	<p>【合同開催】</p> <p>第1回吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会 第1回吉田漁港多目的広場利活用検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シーガーデンシティ構想の概要について ・吉田町における景観特性について ・吉田漁港多目的広場の概要について
	7月31日	<p>吉田漁港多目的広場等の現地見学会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉田漁港多目的広場、防潮堤、県営吉田公園、津波避難タワー、北オアシスパーク 等
	2月7日	<p>第2回吉田漁港多目的広場利活用検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉田漁港多目的広場の利活用について
令和元年度	7月30日	<p>第1回吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シーガーデン（防潮堤、多目的広場）の整備の進捗状況について ・吉田漁港多目的広場利活用検討委員会の検討結果について ・静岡文化芸術大学大学院寒竹研究室の提案発表 ・シーガーデンシティ構想推進計画（素案）について
	10月3日	<p>吉田町地域づくり推進委員会（庁内会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シーガーデンシティ構想推進計画の策定について
	10月11日	<p>第2回吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シーガーデンシティ構想推進計画の策定について
	12月26日	<p>吉田町地域づくり推進委員会（庁内会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シーガーデンシティ構想推進計画《シーガーデン(川尻海岸)整備編》について

※本計画の策定に当たり、静岡文化芸術大学大学院寒竹研究室が、吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会及び吉田漁港多目的広場利活用検討委員会の事務局の補助として、シーガーデン整備に向けた提案書の作成等に携わっている。

シーガーデンシティ構想推進計画
《シーガーデン（川尻海岸）整備編》
（多目的広場・海浜回廊・吉田公園）

静岡県 吉田町

（協力：静岡文化芸術大学大学院寒竹研究室）

- 問合せ先 企画課 シーガーデンシティ構想推進部門
電 話 0 5 4 8 - 3 3 - 2 1 3 5
メー ル kikaku@town.yoshida.shizuoka.jp